3	0	1	0

電子申告・納税等開始（変更等）届出書

税務署受付印

令和　　年　　月　　日

_____税務署長殿

共通	納税地	□住所地・□居所地・□事業所等（個人の方は該当するものに✓を付してください。） （〒　　－　　） （電話番号　　－　　－　　）
	住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地	（〒　　－　　） （電話番号　　－　　－　　）
	フリガナ 屋号（法人の場合）法人等の名称	
	フリガナ 氏名（法人の場合）代表者氏名	
法人	代表者住所	（〒　　－　　） （電話番号　　－　　－　　）
	フリガナ 本店又は主たる事務所の名称	
	法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
個人	職業（事業内容）	
	生年月日	□ 大正 ・□ 昭和 ・□ 平成 ・□ 令和 年　　月　　日

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第４条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

届出の内容	開始	■ 申告・納税等手続
	変更等	□ 暗証番号等の再発行 □ 税務代理による利用の開始 □ 税務代理による利用の取りやめ □ 電子証明書の更新等 □ 国税電子申告・納税システムの利用の取りやめ □ 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法（ID・パスワード方式）の利用の開始 □ 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法（ID・パスワード方式）の利用の取りやめ （注）変更する内容に応じて✓を付してください。

参考事項		税理士等	（電話番号　　－　　－　　）

※税務署整理欄	整理番号		部門番号		利用者識別番号	
	入力年月日	年　月　日	決算期		回付先	個人　源泉・諸税・酒・資産・資料 ⇒ 法人　局（　　）
	通知年月日	年　月　日	業種番号			
	通信日付印	年　月　日	（摘要）			

電子申告・納税等開始（変更等）届出書の記載要領等

1　この届出書は、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」といいます。）により申告、申請・届出及び納税手続を行おうとする場合に提出するものです。

（注）　暗証番号の忘失等により、再発行を受ける場合にも届出が必要になります。

2　この届出書は、個人の方は所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）の納税地（相続税における財産取得者も所得税の納税地）、法人は法人税の納税地（法人の支店等は各税法に規定する納税地）を所轄する税務署長に提出してください。

（注）1　e-Tax の利用には、利用者識別番号及び暗証番号が必要になり、この届出書に基づいて、利用者識別番号及び暗証番号を通知します。

2　e-Tax のご利用に当たっては、「国税電子申告・納税システムの利用規約」（e-Tax ホームページ「https://www.e-tax.nta.go.jp」に掲載されています。）を必ずお読みください。

3　新たに開業又は法人を設立した場合等においては、個人事業の開廃業等届出書、法人設立届出書、消費税の新設法人に該当する旨の届出書、給与支払事務所等の開設届出書、収益事業開始届出書、外国普通法人となった旨の届出書、営業等開始申告書等を別途提出していただく必要があります。

また、この届出書の提出に伴って、青色申告の承認申請書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書等の提出期限が延長されることはありませんので、ご注意ください。

3　各欄は、次により記載してください。

⑴　個人の方の場合、「納税地」欄の該当する□に✓を付してください。

⑵　法人の場合、「納税地」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

なお、納税地が本店又は主たる事務所の所在地と異なるときは、この届出の対象となる所在地を記載してください。

（注）　納税地がマンション（アパート）等の場合には、マンション名、部屋番号等を併せて記載してください。

（記載例）　○○町×丁目□番△号　○○マンション××号室

⑶　法人の支店等の場合、「本店又は主たる事務所の名称」欄には、本店等の名称を記載してください（「法人等の名称」欄と同一の場合には、記載不要）。

⑷　法人の支店等の場合、「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、本店等の所在地を記載してください（「納税地」欄と同一の場合には、記載不要）。

⑸　「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください（提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要）。

⑹　「届出の内容」欄には、該当する□に✓を付してください。

⑺　「参考事項」欄には、次の事項について記載してください。

イ　暗証番号等の再発行を受ける場合にはその理由

ロ　税務代理による利用を行う弁護士（弁護士法人を含む。）等である場合には、「税務代理による利用」

ハ　その他連絡先等の参考となる事項

⑻　「税務署整理欄」には、記載しないでください。

4　その他

⑴　e-Tax をご利用になり、申告をされた方には、翌年分の申告書等の用紙は送付されません。

⑵　既に利用者識別番号を取得されている方が、この届出書を再度提出し、新たに利用者識別番号を取得した場合、新たな利用者識別番号では、古い利用者識別番号により提出した申告等の内容を確認することはできなくなります。

⑶　利用者識別番号及び暗証番号のみによる e-Tax の送信方式（以下「ID・パスワード方式」といいます。）とは、個人の方を対象とし、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知した e-Tax 用の ID・パスワードにより電子申告を可能とする方法です。したがって、法人の方は、ご利用いただけません。

（注）　マイナンバーカード及び IC カードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応となります。

⑷　ID・パスワード方式をご利用いただくためには、次のいずれかの方法により ID・パスワード方式の利用の開始手続を行うこととなります。

イ　税務署にお越しいただいた上で行う方法

ロ　自宅等において確定申告書等作成コーナー「https://www.keisan.nta.go.jp」を利用して行う方法

（注）　ID・パスワード方式の利用開始手続は、国税庁告示（平成十八年国税庁告示第三十二号）において、電子情報処理組織を利用して届出された方に限って利用できることになっているため、「書面」で届出をすることはできません。